

患者等搬送事業

患者等搬送事業とは、救急車を呼ぶほど緊急ではないが、ストレッチャーや車椅子を使用して病院を受診したい時や入退院の時、社会福祉施設などへの送迎の時に利用できる民間の事業所による「搬送サービス」のことです。

患者等搬送事業者の認定

石巻地区広域行政事務組合消防本部では、住民の皆様にも民間の搬送サービスを安心・安全に利用してもらうために、一定の基準を満たした患者等搬送事業者を認定し、「認定事業者」としてしています。

患者等搬送事業者認定基準

- 1 道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次のいずれかの許可または登録を受けた事業者。※石巻圏域の事業者が対象です。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている。
 - (2) 一般貸し切り旅客自動車運送事業の許可を受けている。
 - (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けている。
 - (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けている。
- 2 患者等搬送乗務員適任証の交付を受けている乗務員がいること。
- 3 患者等搬送用自動車が、定められた構造及び設備を有していること。



「認定までの流れ」

患者等搬送乗務員適任証を有する乗務員等を有する事業所



患者等搬送事業認定申請

※必要書類の申請



申請書類、車両、乗務員、資機材等の審査



患者等搬送事業者の認定（下記認定マークの交付）



詳しくは、石巻地区広域行政事務組合消防本部

『警防課救急係』へお問合せ下さい。